

# 兵庫県公立大学法人授業料等に関する規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）が設置する大学（兵庫県立大学附属高等学校及び同附属中学校を除く。）の授業料、入学考査料、入学料、研修料、研究料、学位論文審査料及び証明手数料（以下「授業料等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

## (授業料、入学考査料及び入学料の額)

**第2条** 授業料、入学考査料及び入学料の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定に関わらず、法人の定めるところにより、修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業し、又は課程を修了することを認められた者（以下「長期履修者」という。）から徴収する授業料の年額にあつては、長期履修者が在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、別表授業料の欄に定める授業料の年額に修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。ただし、長期履修者が長期在学期間を超えて在学する場合の授業料の額は、前項の規定による。
- 3 学年の中途に入学（転学、再入学、編入学を含む。以下同じ。）し、退学し、卒業し、又は修了する者（科目等履修生、聴講生及び研究生（以下「科目等履修生等」という。）を除く。）に係るその学年の授業料の額は、前2項の規定にかかわらず、別表に掲げる授業料の年額又は前項の規定により算出した授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とする。
- 4 大学の学部に係る入学者の選抜において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の入学考査料の額については、第1項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

## (休学者及び転学者の授業料等の免除)

**第3条** 休学した者については、別表に掲げる授業料の年額又は前条第2項の規定により算出した授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日であるときは、休学した日の属する月）から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料は、免除する。

(研修料の額)

第4条 研修員の研修料の額は、実験を要する部門にあつては月額 37,000 円とし、実験を要しない部門にあつては月額 18,400 円とする。

(研究料の額)

第5条 民間等共同研究員(共同研究のために民間企業等から派遣される研究員をいう。以下同じ。)の研究料の額は、年額 440,000 円とする。

(学位論文審査料)

第6条 博士の学位論文審査料の額は、1 件につき 57,000 円とする。

2 博士課程において所定の単位を修得して退学し、その翌日から 1 年以内に当該大学に学位論文を提出した者については、学位論文審査料は、免除する。

(証明手数料の額)

第7条 卒業証明その他これに類する証明を受けようとする者(在学者を除く。)の証明手数料の額は、証明書 1 通につき 400 円とする。

(授業料の徴収)

第8条 授業料(第10条に規定する授業料を除く。)は、4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期として区分したそれぞれの期において、別表に掲げる授業料の年額の2分の1に相当する額を納付するものとする。

2 前項に規定する前期及び後期の授業料の納付時期は、理事長が別に定めるものとする。

3 前項に規定する徴収期限後に入学し、又は復学した者のその期の授業料は、同項の規定にかかわらず、別表に掲げる授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)にその者のその期における在学する月数を乗じて得た額を、その月の末日までに徴収するものとする。

(長期履修者に係る授業料の徴収方法の特例)

第9条 長期履修者であつて、学年の途中で卒業し、又は課程を修了するものの当該卒業し、又は課程を修了する学年の授業料は、当該学年の5月31日までに徴収するものとする。ただし、卒業し、又は課程を修了する月が10月以後であるときは、同月以後の在学期間に係る授業料は、当該学年の同月31日までに徴収するものとする。

2 長期履修者が長期在学期間の短縮を認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて算出した授業料の年額に基づき当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額から、当該者が在学した期間に納付した授業料の総額を控除した額を、短縮を認めるときに徴収するものとする。

#### (科目等履修生等の授業料の徴収)

**第 10 条** 科目等履修生等の授業料は、第 8 条第 1 項で定める期ごとに、科目等履修生にあつては別表に掲げる授業料の 1 単位の額にその者のその期における履修単位数を乗じて得た額を、聴講生にあつては同表に掲げる授業料の 1 単位の額にその者のその期における聴講単位数を乗じて得た額を、研究生にあつては同表に掲げる授業料の月額にその者のその期における在学する月数を乗じて得た額を、同条第 2 項で定める納付時期までに徴収するものとする。

2 前項に規定する徴収期限後に入学した者のその期の授業料は、前項の規定にかかわらず、その月の末日までに徴収するものとする。

#### (授業料の月割分納又は延納)

**第 11 条** 理事長は、特別の理由があると認める者に対しては、前 3 条の規定にかかわらず、授業料の月割分納（科目等履修生及び聴講生の授業料に係るものを除く。）又は延納を認めることができる。

2 前項の規定により月割分納を認められた者（研究生を除く。）の授業料は、別表に掲げる授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額を毎月 25 日までに徴収するものとする。ただし、3 月分の授業料については、2 月 25 日までに徴収するものとする。

3 前項に規定する徴収期限後に入学し、又は復学した者のその月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、その月の末日までに徴収するものとする。

4 第 1 項の規定により月割分納を認められた研究生の授業料は、別表に掲げる授業料の月額を毎月の末日までに徴収するものとする。

5 第 1 項の規定により延納を認められた者の授業料の徴収期限は、理事長が指定する。

#### (入学考査料及び入学料の徴収)

**第 12 条** 入学考査料は、入学願書を受理するときに、入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

#### (研修料の徴収)

**第 13 条** 研修員の研修料は、第 4 条に規定する月額にその者の研修を許可する日の属する月から修了する日の属する月までの月数を乗じて得た額を、研修を許可するときに徴収するものとする。

#### (研究料の徴収)

**第 14 条** 民間等共同研究員の研究料は、第 5 条に規定する年額を、共同研究に係る契約を締結するときに徴収するものとする。

**(学位論文審査料の徴収)**

**第 15 条** 学位論文審査料は、学位論文の審査の申請を受理するときに徴収するものとする。

**(証明手数料の徴収)**

**第 16 条** 証明手数料は、卒業証明その他これに類する証明の申請を受理するときに徴収するものとする。

**(授業料等の免除)**

**第 17 条** 理事長は、特別の理由があると認める者に対しては、授業料等の額の全部又は一部を免除することができる。

**(授業料等の不還付)**

**第 18 条** 既に徴収した授業料等は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認める場合においては、この限りでない。

**(補則)**

**第 19 条** この規程に定めるもののほか、授業料等の徴収に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (平成 26 年 4 月 1 日改正)**

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (平成 29 年 3 月 31 日改正)**

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (令和元年 10 月 1 日改正)**

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

**附 則 (令和 2 年 3 月 31 日改正)**

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (令和 3 年 3 月 31 日改正)**

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第3条、第8条～第11条関係）

種別	授業料	入学 考査料	入学料	
			甲	乙
学部	年額 535,800円	17,000円	282,000円	423,000円
大学院	年額 535,800円	30,000円	282,000円	423,000円
科目等履修生	1単位 14,800円	—	28,200円	28,200円
聴講生	1単位 14,800円	—	28,200円	28,200円
研究生	月額 29,700円	—	84,600円	84,600円

備考 入学料の甲欄は、入学の日の1年前から引き続き兵庫県内に住所を有する者又はその配偶者若しくは1親等の親族である者、学部から引き続き大学院に入学する者及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第1項第1号又は第155条第1項各号に該当する者に対して法人が別に定めるところにより実施する選考により入学の許可を受けた外国人に、乙欄は、その他の者に適用する。